

江東西あおいろ会報6・7月号

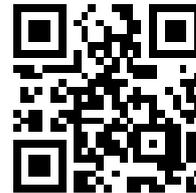
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiaoiro.jp/>



←最新の情報は
こちらから

135-0011
東京都江東区
扇橋 3-1-2

青色 太郎 様
(00-03-003 0007777)

青色申告会のアプリが出来ました！！

詳しくは別紙のチラシをご覧ください。

会員番号はあおいろ会報の宛名シールに記載されている下4桁です。

源泉所得税の納付期限は7月10日です！

従業員・専従者に給与を支払っている事業主の方はご確認下さい

令和6年1月1日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は、「源泉徴収税額表」に当てはめて算出し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

また、従業員や専従者が5名以上の場合は、ご予約の際にその旨をお伝えください。事前に源泉徴収簿をFAXしていただくなどお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

給与は支払っているけど納付する税額はない??

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は管轄の税務署にe-Tax又は郵便若しくは信書便により送付または提出してください。青色申告会でもお預かりいたします。

源泉徴収って??

人を雇って給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払ったりする場合には、事業主がその支払の都度、支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。これを源泉徴収といいます。

いつまでに納付するの??

差し引いた所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。

詳しくは、江東西税務署または青色申告会へお問い合わせください。

定額減税の月次減税事務??

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。

給与支払事務所には「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」が税務署より送付されていますので、ご確認ください。

各会議・行事のご報告

4月

- 1 (月) 消費税確定申告期限
- 5 (金) 会計報告会
- 12 (金) 監査会および二役監事合同会議
- 17 (水) 理事会
- 22 (月) 育青部会

5月

- 18 (土) 第2支部総会
- 21 (火) 育青部総会
- 22 (水) 第3支部総会
- 27 (月) 第5支部総会
- 28 (火) 通常総会
- 30 (木) 給与支払者向け定額減税説明会

これからの予定

6月

- 5 (水) 三役会議
- 11 (火) 育青部「新入会者との座談会」
- 17 (月) 理事会

7月



8 (月) 三役会議

- 9 (火) 育青部「税務調査勉強会」
- 10 (水) 源泉所得税納付期限
- 12 (金) 青色ドック
- 16 (火) 所得税予定納税減額申請期限
- 18 (木) 会計報告会
- 22 (月) 理事会
- 31 (水) 所得税予定納税納付

第12回通常総会報告

公益社団法人江東西青色申告会第12回通常総会が、令和6年5月28日(火)ティアラコートにおいて、江東西税務署 署長 平栗芳治様をはじめ3名の来賓の臨席を賜り開催された。

総会は、定刻通り午後5時30分から副会長 庄司修の司会により、次第に沿って進められた。開会の言葉を述べ、会長 大村彰男が主催者を代表してあいさつした後、司会者より定款17条の規定により会長が議長にあたること、会長 大村彰男が議長席についた。

議事に先立ち、正会員数、出席者数、委任状数、定足数が発表され、開催要件を満たしているため、本総会は有効に成立することが報告された。

議長は、吉田要氏、駒形京子氏を議事録署名人に選出し、直ちに議事に入り、令和5年事業報告、令和5年会計報告及び監査報告、役員選任案が承認された。その後、副会長 加藤光子より閉会のことばをもって通常総会を終了した。

事務局からのお知らせ

【口座振替のご案内】

6月6日は青色申告会費の引落日です。
また、傷害保険・がん保険・介護保険・医療保険にご加入されている方は、該当する引落日を「確認ください」ますようお願いいたします。

引落日	振替内容
4月8日	青色共済
5月7日	自転車保険 ジョブカン会計
6月6日	青色申告会の会費
6月24日	傷害保険 がん保険
7月23日	介護保険
7月29日	医療保険
10月7日	青色共済
12月6日	青色申告会の会費
12月23日	傷害保険 がん保険
12月27日	医療保険(中途加入)
1月23日	介護保険

育青部よりお知らせ

【税務調査勉強会 参加者募集】

育青部による「税務調査勉強会」を開催します。実際にあった税務調査のお話しを含めて説明します。実際に税務調査を受けられた方、今まで税務調査を受けた事がない方、税務調査って何？と不安に思われている方、ぜひご参加ください。

堅苦しい勉強会ではありません。一緒に楽しく勉強しませんか？

日時：令和6年7月9日(火)午後6時
場所：江東西青色申告会3階会議室
定員：20名
講師：野島副会長
申込：事務局 03(3649)4178

税務調査？



【育青部総会「1」報告】

令和6年5月21日(火)午後6時より、江東西青色申告会3階会議室において育青部総会が開催された。

令和5年度事業報告、会計報告及び監査報告、令和6年度事業計画、役員選任案が承認された。

総会終了後に懇親会を開催し、親睦を深めることができました。

会計ソフトは ジョブカン青色申告を！

当会では、クラウド会計ソフト「ジョブカン青色申告」をおすすめしております。事業と不動産貸付の兼業にも対応しています。通常価格よりお安くご提供し、導入設定や入力方法もご案内しております。他社クラウド会計より入力しやすいのが特徴です。オンラインでの記帳相談もできます。

他社クラウド会計を利用されている方は入力方法や帳簿の確認ができません。この機会にぜひ乗り換えを！

会員特別価格 12,000円

また、初めて会計ソフトを利用しようとする検討の方は、クラウドがチャンスです。会計ソフトの入力方法等についてのご相談期間は、4月から11月末までとなっておりますが、今のうちから始めないと決算申告に間に合いません。お早めにご相談ください。

ジョブカン
青色申告

定額減税について

【所得税の定額減税】

定額減税額 30,000円(一人につき)

本人、同一生計配偶者または扶養親族

事業所得者は原則として令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月に通知される、令和6年分の所得税に係る第1期予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除額に相当する金額が控除されます。

(同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続きにより特別控除の額を控除することもできます。)

給与所得者に係る特別控除や公的年金等の受給者に係る特別控除については、あおいる会報4月号を「ご確認ください、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

所得税の定額減税に関する一般的なご相談は、国税相談ダイヤルへご相談ください。

電話番号 0570-005901

【住民税の定額減税】

定額減税額 10,000円(一人につき)

本人、同一生計配偶者または扶養親族

事業所得者(普通徴収)は定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除されます。

給与所得に係る特別徴収や公的年金等に係る特別徴収については総務省ホームページ「個人住民税の定額減税特設サイト」をご覧ください。

住民税の定額減税に関するお問い合わせは個人住民税が課される市区町村へご相談ください。

国税庁よりお知らせ

令和7年1月からの申告書等の控えへの

收受印付印の押なすがなくなります。

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))を進めているところであります。

このうち、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Tax利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受印付印の押なすを行わないこととしました。

※対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定により国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含む。)に、税務署に提出される全ての文書をいいます。

【申告書等の提出】

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただくようお願いいたします。

申告書等への控えの收受印付印の押なすは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

【提出事実及び提出年月日の確認方法】

○e-Taxによる申告・申請手続

申告・申請手続は、e-Taxで行うことができます。

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

○申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ) 所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

利用にあたってはマイナンバーカードが必要です。

○保有個人情報の開示請求 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。

手数料は300円(オンライン申請200円)です。

○税務署での申告書等の閲覧サービス 税務署窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

○納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することができます。

手数料は、税目ごとに1年度1枚につき400円(オンライン申請300円)です。

青色共済給付報告

給付状況をお知らせします。

令和6年3月1日～4月30日

入院見舞金 … 4件

ぜひ、青色共済に加入ください！

加入可能年齢が引き上げられ、加入しやすくなりました

次回の加入申込締切は7月19日です。まだ、加入されていない方は、この機会にお申し込みください。

東京青色がん保険

団体割引 30%適用されるため割安な保険料！

がんに関わる先進医療の技術料も補償！

女性特有のがんにも対応！

生後 15 日から 89 歳まで加入いただけるようになりました。

ご加入後は満 89 歳まで継続加入できます。

確定申告時には「介護医療保険料」の生命保険料控除の対象となっております。

※今までに「がん」にかかったことがある方、または現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている方はご加入いただけません。